

公調委事第195号
令和5年10月18日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

公害等調整委員会委員長
永野 厚 郎

地収用法による審査請求に対する意見について（回答）

令和5年2月9日付け国不収第289号をもって意見照会のあった、道路事業に関して、A収用委員会（以下「処分庁」という。）が令和a年b月c日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件裁決」という。）に対するX外d名（以下「審査請求人ら」という。）からの審査請求について、貴殿から提出された資料等に基づき検討した結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

意 見

本件審査請求は棄却すべきである。

理 由

- 1 審査請求人らの主張は、別紙のとおりである。
- 2 審査請求人らは、令和e年f月g日に本件審査請求を行う一方で、処分庁が属するBを被告として、本件裁決の取消しを求める訴えを提起したが、C地方裁判所は、令和h年i月j日に、本件裁決の取消しを求める請求については理由がないとして棄却する判決をした。
審査請求人らは、同判決を不服として控訴したが、D高等裁判所は、令和k年1月m日に、本件控訴を棄却するとの判決をし、審査請求人らは、最高裁判所に上告と上告受理申立てを行ったが、最高裁判所第三小法廷は、令和n年o月p日に、上告棄却及び上告不受理の決定をしたから、同判決は確定した。

3 そうすると、本件裁決がその処分時において違法性がないことについては、本件裁決取消訴訟において請求棄却判決が確定したことから、当該判決の既判力によって、訴訟当事者である審査請求人らは本件裁決の違法を主張することはもはやできないこととなる。したがって、審査請求人らの本件審査請求は棄却すべきであるというほかない。なお、審査請求人らの前記主張には、一部、上記訴訟における主張とは異なる主張も含まれているが、いずれも事実審であるD高等裁判所の口頭弁論終結時（令和q年r月s日）以前の事実主張に基づくものであるから、上記既判力により遮断される。

4 以上のとおりであることから、本件審査請求は棄却すべきである。

なお、付言するに、本件裁決が令和a年b月c日になされ、同年f月g日に本件裁決に対する審査請求が申立てられてから3年以上が経過した令和t年u月v日に至って初めて、本委員会に意見照会がなされている。意見照会の時点では既に本件裁決取消訴訟の棄却判決は上述の通り確定しているため、本件審査請求は棄却とするほかなく、審査請求の審理の機会は実質的に失われる結果となっている。審査庁の事務遂行に幹部職員が責任をもってあたる体制を整備するなど、簡易迅速な権利救済制度である審査請求を実効性あるものとすることは、平成28年4月1日に施行された改正行政不服審査法の施行5年後見直しにおいても指摘されているところであり（行政不服審査法の改善に向けた検討会「行政不服審査法の改善に向けた検討会 最終報告」（令和4年1月公表））、こうした観点からも、審査請求の審理（特にその迅速化）について、一層の改善措置を講じることが必要であると思料する。

(別紙)

(1) 土地及び物件の所有者等の認定の^{かし}瑕疵

ア 審査請求人らは、本件裁決に係る土地（E地F地及びG地（以下「本件土地A」という。）、H地及びI地）の土地所有者、物件所有者、相続人ではない。起業者は、してはならない個人情報の調査をし、審査請求人らを法定相続人として土地の所有者とし、それぞれ法定持分w分のxと勝手に認定して本件裁決を行った。

イ 本件裁決に係る土地調書においても、土地所有者ではない審査請求人らを土地所有者としている。また、本件裁決に係る物件調書の物件番号yの電話線はE地だけにあるから間違っているし、物件番号z、aa、ab及びacの記載も誤っている。平成ad年ae月af日の立入調査において、審査請求人らは立入りを拒んでおらず、処分庁の裁決書（令和a年b月c日付け。以下「本件裁決書」という。）ag「(2) 物件調書の作成について」は誤りである。

ウ 隣接地の人たちが、土地家屋調査士が作成した地積測量図を基にそれぞれ都合のいいように本件土地Aから無断で土地を取り、土地の面積、形を変え、平成ah年ai月aj日付けで筆界特定制度に基づく筆界の特定をしているが、その筆界は登記簿上の正しい筆界ではない。筆界の特定が正しくないと分かっているが、境界立会いがないうままJが作成した実測平面図を使って行われた本件裁決は誤っている。

エ Bは、平成ak年a1月に行われた事業説明会の図面において、本件土地Aにある建物を「あき家・木造3階」と間違った表示を行い、審査請求人らは、事業計画の図面の誤りを理由に境界立会いを拒んだのに、審査請求人らを「境界立会いをしない人」とのうそをでっちあげ、隣接地の人たちに言い触らして筆界特定制度の利用を勧めた。

オ Jは本件土地Aの相続登記の代位申請をしたが、K地方法務局からできないとの回答を得たのであり、裁決手続開始の登記をしない限り、審理に進めず、本件裁決を行うことはできない。

(2) 事業認可に関する瑕疵

平成ak年a1月に行われた事業説明会の図面において、本件土地A

の建物は「あき家・木造3階」と間違っただ表示がされ、そのことをBに伝えたと、間違いを認めたが、そのまま国土交通大臣から事業認可を受けており、本件裁決をした後もそのままである。全く違う架空の事業をでっち上げて権利取得裁決及び明渡裁決をしており、本件裁決書a mの「1 事業計画の概要」の「(1) 全体計画」、同a nの「(2) 起業地計画」が全部うそで、同頁の「2 裁決の申請及び明渡裁決の申立てに至った経緯」もうそである。平成a k年a 1月に行われた事業説明会では平成a o年度を事業完了年度としていたが、事業施行期間はとっくに過ぎている。

(3) みなし告示に関する瑕疵

本件裁決書a pの「(イ) 積算の基礎」において、「都市計画法（昭和43年法律第100号）第70条第1項及び同法第71条第1項の規定により事業認定の告示とみなされる時点（平成a q年a r月a s日）」との記載があるが、事業認定の告示はない。土地収用法第39条第1項には事業認定の告示があった日から1年以内に限り裁決申請することができるが、つじつまを合わせるために事業認定の告示日を平成a q年a r月a s日とした可能性がある。

(4) 裁決申請があった旨の公告及び裁決申請書等の縦覧に関する瑕疵

裁決申請があった旨の公告及び裁決申請書等の写しの縦覧を法の規定と異なり、L、Mが行っている。

(5) 残地収用に関する不服

本件裁決は、残地を取り上げるため、うその土地所有者を作り出したが、残地は今までどおり活用するため必要である。